

1 日常的な漂着ごみ

海岸漂着物地域対策推進事業【環境省】

- ・ 補助対象：都道府県、市町村等（市町村は都道府県からの間接補助）
- ・ 要件：海岸漂着物処理推進法第14条に基づく地域計画を作成している都道府県及びその管下の市町村において実施するもの
回収・処理事業は原則として、地域計画に定める重点区域で実施するもの
- ・ 補助率：原則7／10

2 災害等による漂着ごみ

<大規模>

<中小規模>

<海岸保全区域>

<海岸保全区域外>

災害関連緊急大規模漂着流木等 処理対策事業 【農水省、水産庁、国交省】

災害等廃棄物処理事業費補助金 【環境省】

流木等処理負担金 【県（河川課）】

- ・ 補助対象：海岸管理者である地方公共団体
- ・ 要件：
堤防等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着し、漂着量1,000m³以上
- ・ 補助率：1／2

- ・ 補助対象：市町村等
- ・ 要件：
（指定市）事業費80万円以上
（市町村）事業費40万円以上
※災害起因以外の大量漂着（処理量150m³以上）も対象
- ・ 補助率：1／2

- ・ 事業主体：沿岸市町
- ・ 要件：
県及び市町が管理している海岸保全区域とこれと連続している区域に漂着し、漂着量60m³以上
- ・ 負担率：1／2